

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項及び第39条の4第1項の規定による地域森林計画の変更計画案を作成したので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成19年12月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 森林計画区の名称

香川森林計画区

2 地域森林計画の変更計画案の縦覧の場所及び期間

場所 香川県環境森林部みどり整備課、香川県東部林業事務所、香川県西部林業事務所及び香川県小豆総合事務所森林整備室

期間 平成19年12月21日から平成20年1月21日まで